

（乗降口）

第113条 乗降口に備える扉の構造に関し、保安基準第25条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉、法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた扉又はこれらに準ずる性能を有する扉であって、その機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 扉（特殊扉を除く。）は、協定規則第11号の規則5.、6. 及び7. に定める基準に適合するものであること。

二 特殊扉は、確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。

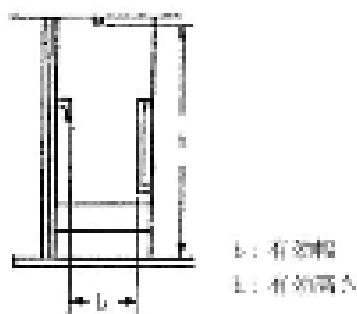
2 乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。

一 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。

二 乗降口の有効高さは、1,600mm（第111条第1項の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

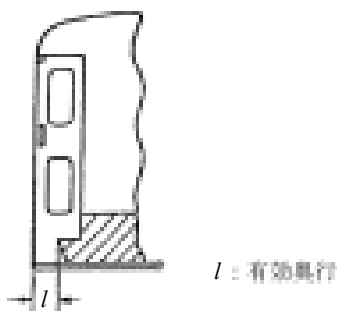
（参考図）



三 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

イ 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トン以下のものにあつては、一段の高さが120mm以上250mm（最下段の踏段にあつては、空車状態において430mm（車高調節装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm））以下の踏段。

- ロ イに掲げる自動車以外のものにあつては、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段。
- 四 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。
- 五 第3号の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。
- 3 幼児専用車の乗降口の大きさ、構造等に関し、保安基準第25条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。
- 一 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行きが200mm以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口の扉等のためやむを得ないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが200mmあればよい。



- 二 乗降口及び踏段は、前項（第3号を除く。）の基準に準じたものであること。